社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団総合衛生学院介護福祉学科新入生修学資金貸与要領

(平成30年11月1日制定)

(趣旨)

- 第1条 この要領は、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団総合衛生学院介護福祉学科新入生修学資金貸与要綱(平成30年11月1日施行。以下「要綱」という。)を運用するにあたり必要な事項を定めるものとする。 (貸与期間)
- 第2条 要綱第4条第2項に規定する修学資金の貸与期間は、要綱第4条第4項の規定により理事長が修学 資金の貸与を決定した日の属する月(理事長が特に必要と認めた場合は決定した日の属する年の4月) から、当該貸与を受けている者(以下「被貸与者」という。)が兵庫県立総合衛生学院介護福祉学科(以下 「学院」という。)を卒業する日の属する月までとする。

(貸与の申請手続)

- 第3条 修学資金の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、修学資金貸与申請書(様式第 1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。
  - (1) 履歴書
  - (2) 申請の目前2箇月以内に国立又は公立の医療機関において作成した健康診断書
  - (3) 誓約書 (様式第2号)
- 2 要綱第5条に規定する連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。 (貸与の決定)
- 第4条 理事長は、前条の申請に基づき、学院の合格発表後に修学資金を貸与する者を適性試験及び面接により決定し、修学資金貸与(不承認)決定通知書(様式第3号及び様式第3号の2)により、当該申請者に通知するものとする。

(修学資金の交付)

- 第5条 前条の規定により修学資金の貸与決定通知を受けた申請者は、速やかに修学資金交付申請書(様式 第4号)、口座振替申出書(様式第4号の2)及び保証書(様式第4号の3)を理事長に提出しなければ ならない。
- 2 被貸与者は、貸与期間中は、毎年4月15日までに次に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。
  - (1) 在学する学年を記載した在学証明書
  - (2) 前学年度末における学業成績を証する書面
- 3 修学資金は、要綱第4条第1項に定める金額を、毎月、送金の方法によって交付する。
- 4 修学資金は、毎月20日(その日が日曜日、休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に 規定する休日をいう。以下同じ。)又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日 (日曜日、休日又は土曜日を除く。)に交付する。

(貸与の一時停止期間)

- 第6条 要綱第7条に規定する停止期間とは、当該事由が生じた日の属する月の翌月から、当該事由が生じなくなる日の属する月までとする。
- 2 前項の規定により決定した停止期間に属する月分の修学資金が既に交付されているときは、当該修学資金は、停止が解除された月の翌月以降の分として交付されたものとする。
- 3 第1項に規定する修学資金の貸与の停止期間は、修学資金の貸与期間に算入しない。 (貸与の取消し及び停止通知)
- 第7条 理事長は、要綱第6条又は第7条の規定により、修学資金の貸与を取り消し、又は停止したときは、 修学資金取消通知書(様式第5号)又は修学資金停止通知書(様式第6号)により、被貸与者に通知す るものとする。

(修学資金の辞退)

第8条 被貸与者が修学資金の貸与を辞退しようとするときは、修学資金辞退届(様式第7号)を理事長に 提出しなければならない。

(修学資金の復活手続)

- 第9条 要綱第7条の規定により修学資金の貸与を停止された者が、復学して修学資金の復活を申請しようとするときは、修学資金復活申請書(様式第8号)を理事長に提出しなければならない。
- 2 理事長は、前項の規定により申請した者に対し、修学資金の貸与の復活を決定したときは、修学資金復活通知書(様式第9号)により当該申請者に通知するものとする。

(借用総額確認書の提出)

- 第10条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、既に交付された修学資金の全額について、直ちに修学資金借用総額確認書(様式第10号)を理事長に提出しなければならない。
  - (1) 学院を卒業したとき。
  - (2) 要綱第6条の規定により修学資金の貸与を取り消されたとき。

(返還の猶予)

- 第11条 要綱第8条第1号の規定により修学資金の返還を猶予する期間は、猶予の決定をした日から兵庫県 社会福祉事業団(以下「事業団」という。)の職員でなくなる日までとする。
- 2 要綱第8条の規定による修学資金の返還の猶予を受けようとするときは、要綱第8条各号に掲げる事由が生じた日から起算して1箇月以内に、修学資金返還猶予申請書(様式第11号、様式第11号の2及び様式第11号の3)に要綱第8条各号に掲げる事由を証明する書類を添付して理事長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 理事長は、前項の規定により申請した者に対し、修学資金の返還の猶予について決定し、当該申請者に 対し修学資金返還猶予(不承認)決定通知書(様式第12号及び様式第12号の2)により通知するものと する。

(返還の免除)

第12条 要綱第9条第1項の規定による修学資金の返還の免除は、前条第2項の修学資金の返還を猶予されている期間において、毎年3月(最終年度は要綱第9条第1項で定めた期間を満了した月)に次項で定める金額の修学資金の返還を免除する。

- 2 前項で免除する返還債務の金額は、貸与した修学資金の総額にその年度の勤務月数を乗じ、これを要綱 第9条第1項第3号で定めた勤務すべき期間の月数で除して得た金額とする。ただし、要綱第9条第1 項第1号及び第2号に該当する場合は、最終年度に既に免除された就学資金の合計金額と、貸与された 就学資金の総額との差額を免除する。
- 3 第1項で免除する返還債務の金額が、年度により百円未満の端数が生じたときは、百円未満の端数を切り捨てるものとし、最終年度の免除額で調整するものとする。
- 4 被貸与者が要綱第9条第1項で定める期間に満たないで事業団の職員でなくなる場合は、貸与した修学 資金の総額に事業団の職員でなくなる年度の勤務月数(事業団の職員でなくなる日が、月の途中の場合 は、事業団の職員でなくなる日の属する月の前の月までの勤務月数)を乗じ、これを要綱第9条第1項 第3号で定めた勤務すべき月数で除した金額をその年度の債務免除の金額とする。ただし、百円未満の 端数が生じたときは、百円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 5 前項の場合、事業団の職員でなくなる日までに免除された修学資金の合計金額と、貸与された修学資金 の総額との差額の金額は、要綱第10条第1項の規定により返還しなければならない。

(返還の免除の申請)

- 第13条 前条第1項の規定による修学資金の返還の免除を受けようとする者は、第11条第1項の修学資金の返還を猶予されている期間において、毎年3月31日(最終年度は要綱第9条第1項で定めた期間を満了する月の末日)までに修学資金返還免除申請書(様式第13号)を理事長に提出しなければならない。
- 2 前条第4項の規定による免除を受けようとする場合にあっては、事業団の職員でなくなる日の属する月 の前月末日までに、修学資金返還免除申請書(様式第13号)を理事長に提出しなければならない。
- 3 要綱第9条第2項の規定による免除を受けようとする場合にあっては、業務に起因して精神又は身体の機能に著しい障害を生じ、労働能力を喪失したことを証するに足りる書面を添付して、修学資金返還免除申請書(様式第13の2号)を、理事長に提出なければならない。
- 4 理事長は、前3項の規定により申請した者に対し、修学資金の返還免除を決定したときは、修学資金返還免除通知書(様式第14号)により当該申請者に通知するものとする。

(返還)

- 第14条 被貸与者は、要綱第10条第1項の規定により修学資金を返還しようとするときは、同項各号に掲げる事由が生じた日から起算して、1箇月以内に、修学資金返還明細書(様式第15号)を理事長に提出しなければならない。
- 2 要綱第10条第2項の規定により修学資金の返還の猶予又は修学資金の分割納付を申請しようとする者 は、修学資金返還方法申請書(様式第16号)を理事長に提出しなければならない。
- 3 理事長は、前項の規定により申請した者に対し、修学資金の返還方法の変更について決定し、当該申請者に対し修学資金返還方法(不承認)決定通知書(様式第17号及び様式第17号の2)により通知するものとする。
- 1 前項の通知を受けた者は、要綱第10条第1項に規定する事由の生じた日の属する月の翌月から起算して 貸与を受けた期間の2分の1に相当する期間内に、半年賦の均等返還の方法により返還するものとする。 ただし、繰上返還をすることを妨げない。

(在職期間の計算)

- 第15条 要綱第9条に規定する在職期間を計算する場合においては、事業団の職員となった日の属する月から事業団の職員でなくなる日の属する月の前月までを算入するものとする。ただし、事業団の職員でなくなる日が月の末日の場合は、職員でなくなる日の属する月までを算入するものとする。
- 2 前項の規定により在職期間を計算する場合において、当該期間中に欠勤、病気欠勤、病気休暇、育児休業、介護休業、休職又は停職により1箇月以上引き続いて業務に従事できなかった期間があるときは、 当該期間の開始の日の属する月から当該期間の終了の日の属する月の前月までの(ただし、当該期間の 終了の日が月の末日の場合は、当該期間の終了の日の属する月までの)月数を控除するものとする。

(届出義務)

- 第16条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに当該各号に掲げる書類を理事 長に提出しなければならない。
  - (1) 氏名又は住所を変更したときは、氏名・住所変更届(様式第18号)
  - (2) 退学し、休学し、又は停学処分を受けたときは、履修状況変更届(様式第19号)
  - (3) 心身の故障のため養成施設を卒業する見込みがなくなったときは、履修状況変更届(様式第19号の2)
  - (4) 学院を卒業したときは、卒業届(様式第20号)
  - (5) 連帯保証人の氏名、住所に変更があったときは、連帯保証人の身分変更届(様式第21号)
  - (6) 連帯保証人が死亡したときは、連帯保証人の身分変更届 (様式第21号の2)
  - (7) 連帯保証人が破産の宣告その他連帯保証人として適当でない理由が生じたときは、連帯保証人の身分変更届(様式第21号の3)
  - (8) 連帯保証人を変更したときは、連帯保証人の変更届 (様式第22号)
- 2 前項各号に掲げるもののほか、被貸与者の身上に異動を生じたきは、直ちにその旨を理事長に届けなければならない。

(死亡)

第17条 連帯保証人は、被貸与者が死亡したときは、直ちに死亡届(様式第23号)に除籍抄本を添えて、理事長に提出しなければならない。

(補則)

第18条 この要領の実施に関して必要な事項は、理事長が定める。

附則

この要領は、平成30年11月1日から施行する。

附則

この要領は、令和元年10月23日から施行する。

兵庫県社会福祉事業団理事長 様

 申請者 氏 名
 (本 人)

#### 修学資金貸与申請書

修学資金の貸与を受けたいので、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団総合衛生学院介護福祉学科新入生 修学資金貸与要領第3条の規定により必要書類を添えて申請します。

	Š	り	Ż	33	な									
本	氏				名									
	生生	年月 日	3 及	び年	齢		年	月	目	(満	歳)			
	現	住	所	及	び	₹								
人	電	話	耄	番	号			(		)	_			
	帰。	省 先	住月	所 及	Ü.	₸								
	電	話	1	番	号			(		)	_			
連	氏		名						(EII)		生年月日	年	月	日
帯	住		所	₹									続	
保	電	話 番	+ 号			(		)		_			柄	
証	氏		名						(EII)		生年月日	年	月	日
人	住		所	₹									続	
	電	話 番	号			(		)		_			柄	

#### 添付書類

- (1) 履歴書
- (2) 健康診断書(申請の日前2箇月以内に国立又は公立の医療機関において作成したもの)
- (3) 誓約書(様式第2号)
- <注> 今回の申請にあたって、連帯保証人の押印については認印で可能としますが、修学資金の貸与決定後に、速やかに保証書(様式第4号の3)に印鑑登録証明書を添付して提出いただくことになります。

兵庫県社会福祉事業団理事長 様

修学資金貸与学生に御採用の上は、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団総合衛生学院介護福祉学科新入 生修学資金貸与要綱(以下「要綱」という。)並びに同要領を守り、貸与学生としての品位を保つととも に、卒業後は、直ちに兵庫県社会福祉事業団に勤務することを誓います。

また、要綱により、修学資金の返還の義務が生じたときは、返還期限までに確実に返還します。 連帯保証人は、要綱並びに同要領に従い、修学資金の返還債務を本人と連帯して負担します。

第 号年 月 日

様

## 兵庫県社会福祉事業団理事長

(EI)

## 修学資金貸与決定通知書

年 月 日付けで申請のあった兵庫県社会福祉事業団総合衛生学院介護福祉学科新入生修 学資金の貸与については、下記のとおり貸与することに決定したので、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業 団総合衛生学院介護福祉学科新入生修学資金貸与要領第4条の規定により通知します。

記

## 1 決定

貸	与 決 定			号					
番	号								
貸	与月額	年	月	から	年	月	まで月額		円
		年	月	から	年	月	まで月額		円
貸	与期間	年	月	から		年	月	まで	

 第
 号

 年
 月

 日

(EI)

様

## 兵庫県社会福祉事業団理事長

修学資金貸与不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった兵庫県社会福祉事業団総合衛生学院介護福祉学科新入 生修学資金の貸与については、貸与しないことに決定したので、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 総合衛生学院介護福祉学科新入生修学資金貸与要領第4条の規定により通知します。

(EII)

兵庫県社会福祉事業団理事長 様

修学資金貸与決定番号 申請者 住 所 氏 名

修学資金交付申請書

社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団総合衛生学院介護福祉学科新入生修学資金貸与要領第5条の規定により、 年 月から 年 月までの修学資金として下記の金額の交付を申請します。

記

年 月 から 年 月 まで 月額 金

円

兵庫県社会福祉事業団理事長 様

口 座 振 替 申 出 書

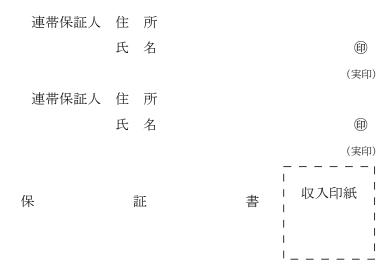
社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団総合衛生学院介護福祉学科新入生修学資金貸与要領第5条の規定により、下記のとおり口座振替払いをお願いします。

記

住 所	〒 −	
氏 名		<b>(a)</b>
電話番号		
金融機関名		
(金融機関コード)	( )	
支店名		
(支店コード)	( )	
預金種目		
口座番号		
口座名義人		
(カタカナ)	(	
備考	*	

- ※ 1. 国内に本支店をおく金融機関に限る。(郵便局は除く。)
  - 2. 口座名義人は、被貸与者本人の名義に限る。

#### 兵庫県社会福祉事業団理事長 様



社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団総合衛生学院介護福祉学科新入生修学資金貸与要領第5条の規定により、下記の者に貸与された修学資金の返還義務を履行できないときは、連帯保証人は修学資金の返還債務を本人と連帯して負担します。

記

#### 1 貸与者

		丁'日											
	ふ	ŋ	が	な									
-	本	人	氏	名							学	年	学年在学
/	生	年	月	日		年	月		日				
	現	住原	沂 及	び	₹	_							
,	電	話	番	号									
						(		)		_			
,	貸	与 決	定番	号						号			

添付書類 印鑑登録証明書(提出の日前3箇月以内に発行されたもの)

様

兵庫県社会福祉事業団理事長  $\bigcirc$ 

## 修学資金取消通知書

社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団総合衛生学院介護福祉学科新入生修学資金貸与要綱第6条の規定に より、修学資金の貸与を取り消します。

記

取消年月日		平成	年	月	日		
取消の理由							

第

第 号年 月 日

様

## 兵庫県社会福祉事業団理事長

ED

# 修学資金停止通知書

社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団総合衛生学院介護福祉学科新入生修学資金貸与要綱第7条の規定により、修学資金の貸与を一時停止します。

記

停止年月日		年	月	日から
停止の理由				

年 月 日
-------

(EI)

兵庫県社会福祉事業団理事長 様

修学資金貸与決定番号

本人氏名

連帯保証人住所

氏名

連帯保証人住所

氏名

修学資金辞退届

下記の理由により、修学資金の貸与を辞退したいので、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団総合衛生学院介護福祉学科新入生修学資金貸与要領第8条の規定により、申し出ます。

ふ	り	が	な								
本	人	氏	名						学	年	学年在学
生生	丰月日	日及び	年齢	年	. )	月 日	(満	歳)			
現	住	所 及	び	₹	_						
電	話	番	号		(		)	_			
辞	退す	つるま	里 由								
											_

兵庫県社会福祉事業団理事長 様

修学資金貸与決定番号

住 所

氏 名

(EII)

## 修学資金復活申請書

下記のとおり復学したので、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団総合衛生学院介護福祉学科新入生修学 資金貸与要領第9条第1項の規定により、修学資金の貸与の復活を申請します。

記

停止年月日	年 月 日
復学年月日	年 月 日
卒業予定年月日	年 月 日

 第
 号

 年
 月

 日

様

## 兵庫県社会福祉事業団理事長

ED

## 修学資金復活通知書

社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団総合衛生学院介護福祉学科新入生修学資金貸与要領第9条第2項の 規定により、修学資金の貸与を復活します。

記

	復活年月日	年 月 日
ſ	× 11 / / / / /	1 /4 11

様式第10号(第10条関係)

年 月 日 兵庫県社会福祉事業団理事長 様 修学資金貸与決定番号 本人住所 氏名 (EII) 年 月 日生 連帯保証人住所 氏名 (EII) (実印) 連帯保証人住所 氏名 (EII) (実印)

社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団総合衛生学院介護福祉学科新入生修学資金貸与要領(以下「要領」という。)第10条の規定により、次のとおり修学資金を借用したことを確認しました。

なお、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団総合衛生学院介護福祉学科新入生修学資金貸与要綱並びに要領により、修学資金を返還期限までに確実に返還します。

連帯保証人は、修学資金の返還の債務を本人と連帯して負担します。

金

ただし、 年 月分から 年 月分までの兵庫県社会福祉事業団総合衛生学院介護福祉学科新 入生修学資金として。

添付書類 印鑑登録証明書(提出の日前3箇月以内に発行されたもの)

兵庫県社会福祉事業団理事長 様

修学資金貸与決定番号 本人住所

氏名

(EII)

## 修学資金返還猶予申請書

修学資金の返還の猶予を受けたいので、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団総合衛生学院介護福祉学科 新入生修学資金貸与要領第11条第2項の規定により申請します。

記

返	還	債	務	の	額	金			円				
勤	務	す	る	施	設								
0	名	移	<b>F</b>	及	び		年	月	日				
就	職	年	Ξ	月	日								
猶	予を	? 受	け。	よう	ح		年	月	日から	年	月	日まで	
す	,	3	期	1	間								

兵庫県社会福祉事業団理事長 様

修学資金貸与決定番号 本人住所 氏名

 $\bigcirc$ 

# 修学資金返還猶予申請書

修学資金の返還の猶予を受けたいので、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団総合衛生学院介護福祉学科 新入生修学資金貸与要領第11条第2項の規定により申請します。

記

ふ	り		が	な							卒業			
氏				名							年月日		4	年卒業
生生	年月	日月	及び年	齢		年	月	目	(満	歳)				
現	住	所	及	び	₹	_								
電	記	î	番	号		(	(		)	_				
帰	省先	注住	所 及	び	₹	_								
電	話	î	番	号		(	(		)	_				
返	還	<b>責</b>	務の	額	金					円				
潘-	予を	受り	ナよう	と										
す	る	)	理	由										
1 猶一	予を	受り	ナよう	と		4	丰	月		日から	年	月	日まで	
す	る	)	期	間										

兵庫県社会福祉事業団理事長 様

修学資金貸与決定番号 本人住所 氏名

 $\bigcirc$ 

## 修学資金返還猶予申請書

修学資金の返還の猶予を受けたいので、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団総合衛生学院介護福祉学科 新入生修学資金貸与要領第11条第2項の規定により、関連書類を添えて申請します。

記

ふ	ŋ		が	な											
氏				名									卒業年		年卒業
生	年月	日及	及びを	下 齢		年	F	1	日	(満	歳)				
現	住	所	及	び	₸	-	-								
電	話	î	番	号			(			)	_				
貸	与を	受じ	ナた値	多学	金						円				
資	金	0)	総	額											
返	還未	済	の返	え 還	金						円				
債	矝	î	$\mathcal{O}$	額											
勤	務する	5施	設のク	名称											
及	び就	識	年月	月				年		,	月	日			
猶	予を	受り	ナよう	うと											
す	る	1	理	由											
猶	予を	受じ	ナよう	5 と			年		月		目から		年	月	日まで
す	る	1	期	間											

 第
 号

 年
 月

 日

様

## 兵庫県社会福祉事業団理事長

(EII)

## 修学資金返還猶予決定通知書

年 月 日付けで申請のあった兵庫県社会福祉事業団総合衛生学院介護福祉学科新入生修学 資金の返還猶予については、下記の期間、返還を猶予することに決定したので、社会福祉法人兵庫県社会 福祉事業団総合衛生学院介護福祉学科新入生修学資金貸与要領第11条第3項の規定により通知します。

記

貸与	・した(	<b>多学</b>	資金	金			円				
0	総		額								
返還	量未 済	の	返 還	金			円				
債	務	$\mathcal{O}$	額								
修学	生資 金	の	返 還		年	月	目から	年	月	日まで	
猶	予	期	間								

 第
 号

 年
 月

 日

(EI)

様

## 兵庫県社会福祉事業団理事長

## 修学資金返還猶予不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった兵庫県社会福祉事業団総合衛生学院介護福祉学科新入生修学 資金の返還猶予については、返還を猶予しないことに決定したので、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 総合衛生学院介護福祉学科新入生修学資金貸与要領第11条第3項の規定により通知します。

兵庫県社会福祉事業団理事長 様

修学資金貸与決定番号 本人住所 氏名

(EI)

#### 修学資金返還免除申請書

下記のとおり貸与を受けた修学資金の一部について、返還の免除を受けたいので、社会福祉法人兵庫県 社会福祉事業団総合衛生学院介護福祉学科新入生修学資金貸与要領第13条の規定により、関係書類を添え て申請します。

記

貸与を受けた修学資金の総額	<b>重</b> 金	円
返還未済の返還債務の額	金	円
免除を受けようとする額	金	円
在職した施設の	施設の名称	従事期間
名 称 及 び 従 事 期 間		
欠勤、病気欠勤、病気休暇、育		
児休業、介護休業、休職又は停		
職の有無及び期間		

添付書類 出勤簿の写し等在職したことを証する書面

兵庫県社会福祉事業団理事長 様

届け出人住所

氏名

(EI)

#### 修学資金返還免除申請書

下記のとおり貸与を受けた修学資金の全部(一部)について、返還の免除を受けたいので、社会福祉法 人兵庫県社会福祉事業団総合衛生学院介護福祉学科新入生修学資金貸与要領第13条の規定により、関係書 類を添えて申請します。

記

修学資金貸与決定番号										
ふ り が な				生	年	月	日	年	月	日
本 人 氏 名				及	び	年	齢		方	轰
貸与を受けた修り	学資金の	総 額	金	:				円		
返還未済の返還債務	の額		金	:				円		
免除を受けようとす	る額		金	:				円		
在職した施設の名称	施	一設の名称	;					従事期	間	
及び従事期間										
						1				
						1				
						1				
						1				
休職又は停職の有無										
及び期間(業務に起										
因する休職除く)										
業務による死亡又は										
業務に起因する退職										
についての事実										
業務による死亡又は業務		年	月		日	死亡	· 退職	浅)		
に起因する退職の年月日										

添付書類 業務に起因して死亡したこと、又は精神若しくは身体の機能に 著しい障害が生じ、労働能力を喪失したことを証する書面

 第
 号

 年
 月

 日

様

## 兵庫県社会福祉事業団理事長

(EI)

## 修学資金返還免除通知書

社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団総合衛生学院介護福祉学科新入生修学資金貸与要綱第9条の規定により、下記のとおり修学資金の返還を免除します。

記

貸与総額	円
返 還 未 済 額	円
返還免除済額	円
今回返還免除額	円

兵庫県社会福祉事業団理事長 様

修学資金貸与決定番号

本人住所

氏名

連帯保証人住所

氏名

連带保証人住所

氏名

修学資金返還明細書

貸与を受けた修学資金を下記により返還いたします。

記

						年	月かり	ò :	年	月まで		月間		
貸与	与を受	たけた	期間		(	年	月か	·6	年	月まで	月	間)		
[ 貸-	与が休		れて〕											
	V 1/C	期間	ر 											
返遗	量 す	- ~	き	額		\$	金			円				
返	還	į	期	間			年	月		日まで				
返	還	す	る	7										
至	つ	た	理	由										

兵庫県社会福祉事業団理事長 様

届出人住所

氏名

生年月日 年 月 日生

修学資金返還方法申請書

社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団総合衛生学院介護福祉学科新入生修学資金貸与要領第14条第2項の規定により、下記のとおり修学資金の返還方法を申請します。

記

修学	資金貸与	5決定番号	<u>1.</u> 7											
ふ	り	が	な			生	年	月	日		年	月	日	
本	人	氏	名			及	び	年	齢			蒜	竞	
貸	与	期	間	年	月か	6	年	Ē.	月ま	きで				
貸	与	総	額					円						
返	還	未済	額					円						

#### 1. 修学資金の返還猶予

返	還	猶	予	期	間	年	月から	年	月まで	
返還	猶予	を	希望。	する	理由					

## 2. 修学資金の分割納付

分割納付を希望する額			円
分割納付を行う期間	年	月から 年	月まで
分割納付を希望する理由			

- 注 1. 希望する理由を証する書面を添付すること。
  - 2. 該当しない事項欄には一印を記入すること。

第 号年 月 日

様

#### 兵庫県社会福祉事業団理事長

(EI)

# 修学資金返還方法決定通知書

年 月 日付けで申請のあった兵庫県社会福祉事業団総合衛生学院介護福祉学科新入生修 学資金の返還方法については、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団総合衛生学院介護福祉学科新入生修 学資金貸与要綱第10条第2項の規定により、 年 月から 年 月までの期間中、修 学資金の返還を猶予すること(修学資金の返還を分割納付すること)を承認したので通知します。

記

#### 1. 修学資金の返還猶予

貸与総額		円	
返還猶予期間	年 月から	年 月まで	

#### 2. 修学資金の分割納付

貸与総額					円
返 還 期 間		年		月から	年 月まで
返還の時期	(1)	年	月	日までに	円
及び金額	(2)	年	月	日までに	円
	(3)	年	月	日までに	円
	(4)	年	月	日までに	円
	(5)	年	月	日までに	円
	(6)	年	月	日までに	円

第 号年 月 日

(EII)

様

## 兵庫県社会福祉事業団理事長

## 修学資金返還方法不承認決定通知書

年 月 日付で申請のあった兵庫県社会福祉事業団総合衛生学院介護福祉学科新入生修学資金の返還方法については、修学資金の返還を猶予しない(修学資金の返還を分割納付することを承認しない)ことに決定したので、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団総合衛生学院介護福祉学科新入生修学資金貸与要領第14条第3項の規定により通知します。

様式第18号(第16条関係)

年 月 日

兵庫県社会福祉事業団理事長 様

修学資金貸与決定番号

氏名

氏 名 · 住 所 変 更 届

次のとおり氏名・住所を変更しましたので、お届けします。

旧	氏	名	
新	氏	名	
前	住	所	
現	住	所	

兵庫県社会福祉事業団理事長 様

修学資金貸与決定番号

氏名

履修状況変更届

次のとおり、兵庫県立総合衛生学院を退学したので(休学したので)(停学処分となったので)お届けします。

ふりがな						入学				
氏 名						年月日		年	月	日入学
生年月日及び年齢		年 月	日	(満 歳)						
現住所及び	₹	_								
電 話 番 号		(	)	) –						
帰省先住所及び	₹	_								
電話番号		(	)	) –						
退学(休学)した日			年	月		日				
(停学処分期間)	(	年	月 日	から	年	月	日まで)			

兵庫県社会福祉事業団理事長 様

修学資金貸与決定番号

履修状況変更届

次のとおり、心身の故障のため兵庫県立総合衛生学院を卒業できなくなったのでお届けします。

ふりがな							
氏 名				入学	年	月	日入学
生年月日及び年齢	年 月	日(満	歳)	年月日			
現住所及び	〒 –						
電 話 番 号	(	)	_				
帰省先住所及び	〒 –						
電 話 番 号	(	)	_				
総合衛生学院を卒業		年	月	日			
できなくなった日							
上記の理由							

添付書類 心身の故障のため、兵庫県立総合衛生学院を卒業できなくなった理由を証する書面

兵庫県社会福祉事業団理事長 様

修学資金貸与決定番号

本人住所

氏名

卒 業 届

次のとおり、兵庫県立総合衛生学院を卒業したのでお届けします。

ふりがな						
氏 名				卒業	年	月 日卒業
生年月日及び年齢	年	月 日	(満 歳)	年月日		
現住所及び	₹					
電話番号		(	) –			
帰省先住所及び	₹					
電 話 番 号		(	) —			

添付書類 卒業証明書の写し

兵庫県社会福祉事業団理事長 様

修学資金貸与決定番号 本人住所

氏名

ED

## 連帯保証人の身分変更届

連帯保証人します。

について、次のとおり氏名・住所に変更が生じましたので、お届け

連	帯 保	証	人					生年月日	年	月	目
氏			名				(実印)				
住			所	₸	_				続		
電	話:	番	号		(	)	_		柄		
旧	氏	2	名								
旧	住	Ī	折	₹	_						
					(	)	_				

添付書類

- (1) 上記理由を証する書類
- (2) 印鑑登録証明書(提出の日前3箇月以内に発行されたもの)

兵庫県社会福祉事業団理事長 様

修学資金貸与決定番号

本人住所

氏名

EI

## 連帯保証人の身分変更届

連帯保証人 について、次のとおり 年 月 日 (死亡の原因) により死亡しましたので、除籍抄本を添えてお届けします。

連帯保証人				死亡年月日及	年	月 日
氏 名				び年齢		歳
死亡時の	〒 –				続	
住所電話番号	(	)	_		柄	

添付書類 除籍抄本

兵庫県社会福祉事業団理事長 様

修学資金貸与決定番号 本人住所

氏名

## 連帯保証人の身分変更届

連帯保証人 について、次のとおり破産の宣告その他連帯保証人として適当でない理由が生じましたので、お届けします。

連帯保証人			
として適当	i		
でない理由			

様式第22号(第16条関係)

年 月 日

兵庫県社会福祉事業団理事長 様

修学資金貸与決定番号

本人住所

氏名

(EII)

新連帯保証人住所

氏名

ED

(実印)

連帯保証人の変更届

このたび連帯保証人を変更いたしましたのでお届けします。

新i	車 帯	保証	E 人				(EII)	生	年	月	日	年	月	日	
氏			名				(実印)								
住			所	₹									続		
電	話	番	号		(	)	_						柄		

なお、新連帯保証人は、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団総合衛生学院介護福祉学科新入生修学資金 貸与要綱により貸与された下記の修学資金の返還債務を本人と連帯して負担します。

記

1. 返還債務の額

円

添付書類 印鑑登録証明書(提出の日前3箇月以内に発行されたもの)

兵庫県社会福祉事業団理事長 様

届出人住所

氏名

生年月日 年 月 日生

死 亡 届

(死亡者の氏名) は、 年 月 日 (死亡の原因) により死亡しましたので、除籍 抄本を添えてお届けします。

修学資金貸与決定番号		修学資金貸与金額
ふ り が な		学年又は
死 亡 者 氏 名		勤務先名
生年月日及び年齢	年 月 日	歳
死亡時の住所	〒 –	
及び電話番号	( )	_

添付書類 除籍抄本